

京都の文化財

第四十一集

京都府教育委員会

序 文

京都府教育委員会では、令和三年三月に「第2期京都府教育振興プラン」を策定しました。その中で、「めまぐるしく変化していく社会において、変化を前向きにとらえて主体的に行動し、よりよい社会と幸福な人生を創り出せる人」を育成するために、推進方策の一つとして「文化振興と文化財の保存・継承・活用」を定めました。「府内各地の文化財が、地域で愛され、誇りとして適切に保存・継承されて」いることを将来像に、地域が一体となって文化財を守り伝えていく環境作りに取り組んでいます。

文化財には、地域の歴史や文化を理解し、地域の未来を考えていく上でも大変重要な価値があります。その重要性が認識され、地域に愛され、誇りとされるためには、まずは地域の文化財を知ることが大切です。

本誌は、令和五年三月二十四日付けで本府が指定した六件の文化財の紹介と、登録をした暫定登録文化財三十五件の一覧を掲載しています。建造物や絵画・彫刻などの美術工芸品から無形文化財や史跡に至るまで府内の多様で貴重な文化財を発信する内容となっています。

刊行に当たり御協力をいただいた各文化財所有者と関係機関の皆様には感謝申し上げますとともに、本誌が京都の歴史や文化を御理解いただく上での一助となり、府内の文化財の保存と活用に役立てば幸いです。

令和六年二月

京都府教育委員会

教育長 前川 明範

凡例

- 一、本図録には、令和四年度の京都府指定・暫定登録文化財等を収めている。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
 - 名称 員数
 - 所在地の住所
 - 所有者
 - 法量（単位はセンチメートル）・構造形式等
 - 時代
 - 説明
- 四、本文は令和四年度に京都府教育庁指導部文化財保護課が作成した調書をもとに編集した。また、各文末に執筆者名を明記した。



目次

有形文化財

建造物

荒井神社本殿

南丹市・・・5

美術工芸品

絵画

絹本着色虎図 陶侂筆（報恩寺）

京都市・・・9

絹本着色双鶴図 陳伯冲筆（本山龍池山大雲院）

京都市・・・12

彫刻

鉄造薬師如来坐像（大圓寺）

亀岡市・・・15

古文書

遠山家文書（個人）

・・・19

加藤家文書（個人）

・・・22

令和四年度指定文化財一覧

・・・25

令和四年度暫定登録文化財一覧

・・・28

※これまで刊行された『京都の文化財』、『守り育てようみんなの文化財』は、京都府教育委員会文化財保護課のホームページで閲覧することができます。

<http://www.kyoto-bene.jp/bunkazai/>

建造物

荒井神社本殿

一棟（指定）

南丹市八木町美里荒井
宗教法人 荒井神社

構造形式

一間社流造、檜皮葺

附 覆屋 一棟

桁行正面一間背面四間、梁行四間、一重、切妻造、鉄板葺

板札 二枚

上葺永正十六年己卯九月八日の記があるもの 一

上葺明暦三丁酉九月二十四日の記があるもの 一

棟札 二枚

永祿九年十月吉日の記があるもの 一

大正二年十月十八日の記があるもの 一

建立年代 一五世紀後期

説明

荒井神社は、南丹市の南部、大堰川と園部川の合流地点北部一帯を占める旧神田村の北西に所在し、神宮寺であった西光寺に隣接する。創建は詳らかでないが、『日本三代実録』元慶六年（八八二）一〇月九日の条に「丹波国荒井神」として従五位下を授けられた旨の記述がある。祭神は、荒魂神を祀る。

境内地は、南側の前面道路に面して石鳥居が建ち、左右に玉垣を廻す。鳥居から北に向かって延びる参道正面に拝殿が建ち、その奥に本殿が設けられる。

本殿は、文久元年（一八六一）建設の覆屋内に建つ一間社流造で、内部は梁行前寄りに間仕切りを設けて内陣と外陣に区画する。身舎の正側面に切目縁と組高欄を廻らせ、側面後方に脇障子を設ける。正面に木階七級を据え、庇部分には浜床を備える。身舎は礎石上に丸柱を立て、長押等で固める。庇は面取角柱とし、上部は頭貫で固める。身舎は三斗枳肘木組、庇は連三斗組で、身舎と庇組物上を虹梁で繋ぐ。身舎正側面の中備は板幕股だが、正面のものは後補である。軒は身舎・庇とも二軒繁垂木で、妻飾は虹梁家扱首とする。屋根は檜皮葺で、軒付は一重、箱棟の両端には鰭付きの鬼板を置く。柱間装置は、身舎正面を格子戸三枚建てとし、その他を横嵌板壁とする。内外陣境は板唐戸を設ける。天井は、外陣を鏡天井とする。床は拭板敷で、内陣の床は外陣より一段上げる。また、内陣は全体を胡粉塗とし、その他は弁柄塗を基本とした塗装を施す。なお、身舎の内法長押及び板幕股、庇の頭貫木鼻には、彩色の痕跡が残る。

本殿の建立年代は、様式技法や板札等の記述から一五世紀後期に遡るものと考えられる。枳肘木や庇の角柱などに大きく面を取ること、破風板に大きな反りをつけること、部材に槍鉋の痕跡が残ることなど、中世に遡る神社本殿建築としての特徴を持つ。

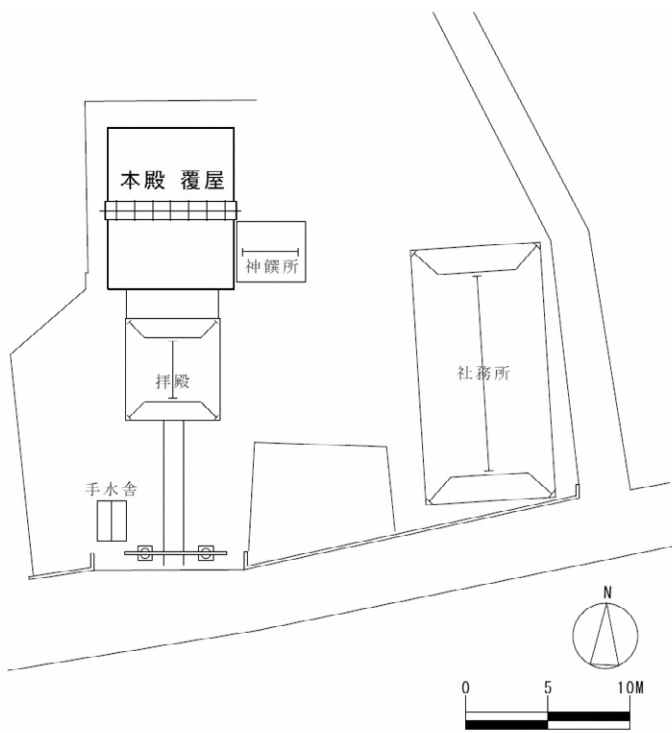
本殿に係る資料としては、永正二六年（一五二九）、永祿九年（一五六六）、明暦三年（一六五七）、大正二年（一九一三）の板札及び棟札が残されている。永正一六年の板札には、檜皮葺の葺き替えが行われたことや、寄進者名とその内容、遷宮儀式に関することが記される。永祿九年の棟札には大工名のみが記され、大きさや加工状況からも社殿建立の棟札とは考えにくい。修理内容は判然としないものの、木部修理が行われたと推測される。明暦三年の板札には「六本ノ柱長押組物板敷残シ其外皆新仕也」とある。身舎の丸柱四本と庇の角柱二本、長押や組物等の主体部は残した上で、屋根葺替と軒廻り・縁廻りを中心とした大規模な修理が行われたと考えられる。軒廻りは、垂木のほとんどが取り替えられたが、背面側の垂木の一部に旧の打越垂木や支外垂木が転用されている。大正二年の棟札には「御内

陣新調シ奉り御神体ヲ奉安」したと記されるほか、社蔵の勘定帳の記述から檜皮葺の部分的な修理が行われたと考えられる。

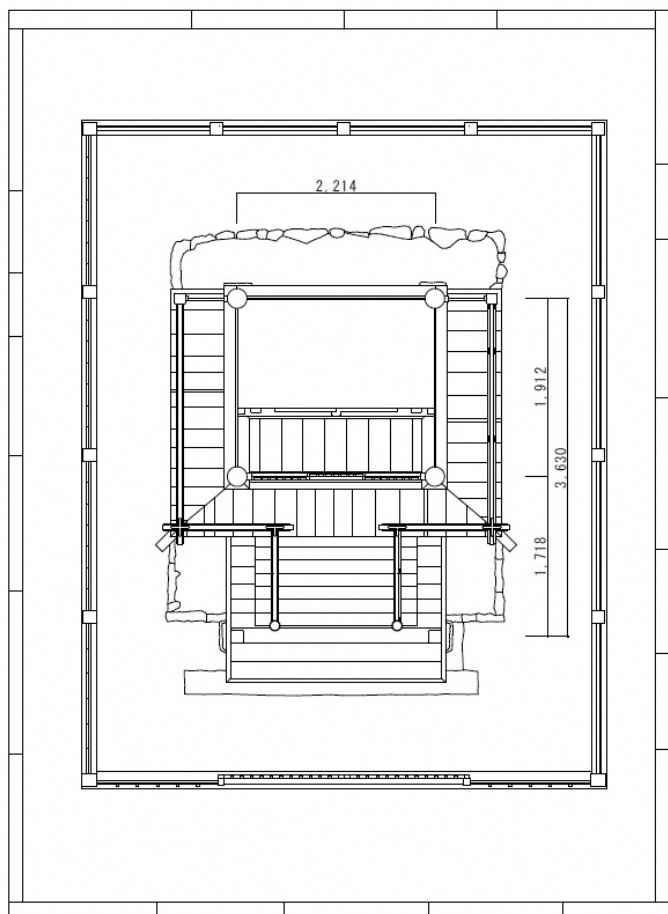
また、覆屋には文久元年の棟札が取り付けられており、その頃に本殿正面の木階や浜床の修理が行われた可能性がある。

近年では、昭和六三年（一九八八）に本殿が京都府登録有形文化財となり、平成二二年（二〇〇九）には本殿の屋根葺替・部分・塗装修理が行われた。この時に行われた彩色調査の結果を基に、塗装を復旧した。

以上のとおり、荒井神社本殿は、丹波地域における神社本殿のうち、室町時代に遡るもの一つとして貴重である。この地域に残る室町時代建立の神社本殿は、組



境内配置図



平面図

物を三斗組とし、身舎庇間の繋梁を水平梁、妻飾を冢扱首とするなどの傾向があるが、荒井神社本殿も同様の地域的特色を持つ建物である。また、庇の頭貫木鼻が肘木形から絵様線形へと移り変わる早い事例と考えられ、丹波地域の神社本殿の様式や細部意匠の変遷を知る上でも重要な遺構として評価できる。さらに、中世から近代にかけての修理の経過を板札等で確認することができ、特に永正の板札は遷宮儀式や寄進の状況が分かる中世の貴重な史料であって、高い歴史的価値を有している。

(山田 真美)



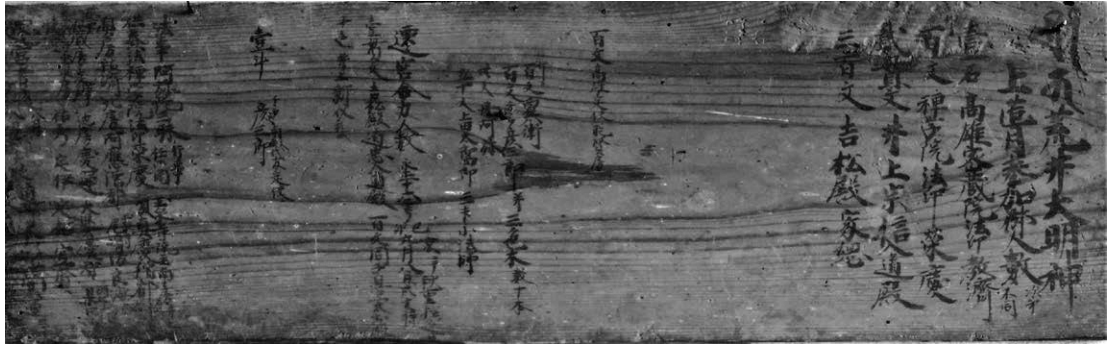
拝殿及び本殿覆屋 全景



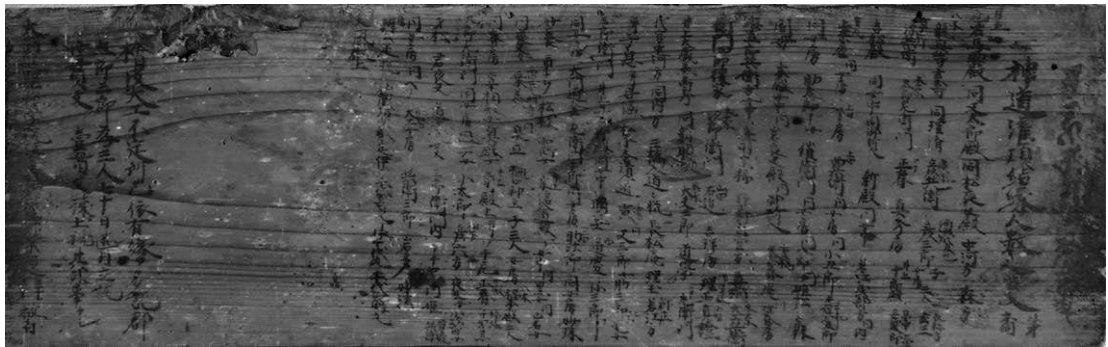
本殿 正面

史料 永正一六年板札（永正十六年九月の記があるもの）
 高二・五糎 幅六九・八糎 厚 一・四糎 材質ヒノキ、板目、槍鉋仕上

(裏)
 (梵字) 荒井大明神
 上喜奉加御人数 五
 喜若 高尾密感院法印 教濟
 百文 禪学院法印 栄慶
 貳百文 井上志信入道殿
 三百文 吉松殿家總
 百文 高尾定能實坊
 竹 百文 西兵衛
 百文 子チウ彦三郎 並 三色木 兼 七木
 三十文 丹阿弥
 五十文 上田太郎四郎 三升小法師
 運宮合人数 永正十六年 卯 九月八日 戌亥時
 喜實文 吉松殿道忠入道殿 百文 同子息与太郎殿
 十色 井上新介殿
 喜才 彦三郎
 法事阿弥陀三昧 玉泉寺院 圭南房 井上
 供養法禪学院法師 栄慶 明真 慶僧部
 奥房 裕濟 北房 阿心 僧部 尾崎坊長海 五等寺
 仙藤厚定弁 池原慶隆 大道公慶智 景運
 快庵 祐秀 定伊 定祐 空賢
 運宮者徒 八月 戌亥 口道御本 口汝 口運 口
 (梵字 7字)
 神道灌頂結縁人数之事
 口 口
 口 右馬助殿 同 又 太郎殿 同 松 口 口 殿 中河方 森方
 (寄進者名前省略)
 檜皮大工 不定所也 依有縁多記部
 太郎三郎 為 三 人 七 日 立 立 記
 二十首文 喜實文 禪上 祝 其 外 事 ナシ
 大勸進 禪学院 任 宮内 御 律師 景 運 三 才 數 日



表



裏



本殿妻飾



本殿庇の頭貫木鼻

美術工芸品

絹本著色虎図 陶侂筆

一幅（絵画・指定）

京都市上京区

宗教法人 報恩寺

法 量 縦一六一・〇 横一〇一・五

品質構造 絹本著色、掛軸装、一副一鋪

記 録

（画面左上）直

図 様

仁智殿四明陶侂写「一山」（朱文方印）「四明陶氏列卿」（朱文方印）

一副一鋪の大きな料絹に一匹の虎が川で水を飲む姿を描く。画面右中程から最下部にかけて左右に折れながら奥から手前へ流れる溪流を描く。画面左下に岩と植物を描き、その上に虎がいる川辺が形成される。虎は画面中央に大きく描かれ、全体を屈めて川の水を飲む姿勢をとる。虎の後方には左から右上へ樹幹を伸ばす松が二本描かれ、その松の枝には鶺鴒が二羽止まっている。

描写は土坡や岩を墨で描き、松樹や植物も墨で輪郭や樹皮の表現を描いた後、緑色や黄色、朱色などで淡彩が施されている。松葉は一本一本を墨や緑色で施す。点苔は墨のみで表す。水流は淡墨と淡い青色が認められる。虎は墨、茶色、白色の三色の毛描きによって身体の模様を描く。顔貌には鼻先や目などに淡墨の輪郭線が用いられる。目は目尻と目元の肉を白色と朱色で表し、目玉の上瞼に掛かっている部分に墨の輪郭線で囲み、その内側を緑色から黄色、朱色へとグラデーシヨンのように描き、瞳の周囲を白く抜いて墨の瞳を点じ、さらに黒い瞳の上に僅かに緑色を刷く。鼻先は朱色を斑状に入れ、さらに地色の部分に朱色を点じている。舌の表面

も朱色で描いた上にさらに濃い朱色を点ずる。歯や爪は白色を施す。樹上の鶺鴒は足を墨線で描き、腹を白色の毛描きで先端だけ墨を入れている。胸から頭部にかけては墨で描き、目の周りを白く抜いて目玉は墨の輪郭線の内側に朱色と淡墨を入れ、瞳を墨で点ずる。嘴は墨の輪郭線の内側に淡い緑色を塗る。背中の羽は白緑色に墨で羽の形を表す。

保存状態

経年の劣化により、画面に多くの折れがみられ、特に画面中央に縦方向の折れが集中し、折れ山からの料絹の欠失が認められる。しかし、全体としては当初の描写がよく残っており、後世の大きな補筆は認められない。

伝 来

報恩寺の創建は不詳であるが、文亀元年（一五〇一）に後柏原天皇の諭旨により慶譽上人を迎え浄土宗寺院として再興した。その際に下賜されたものとして、仏牙舍利や袈裟、仏像などとともに本作も伝来したとされる。

豊臣秀吉が本作を報恩寺から聚楽第に持ち帰った夜に鳴いて眠れなかったという逸話が『都名所図会』巻一（安永九年「一七八〇」）等にみえることから、報恩寺に本作があることは江戸時代には広く知られていたことが確認できる。

時 代 明時代

説 明

京都市上京区の報恩寺に伝来した明時代の画院画家陶侂によって描かれた絹本著色の絵画である。

本作はいわゆる「飲泉」の姿勢の虎を描く明時代の画家名のわかる基準的作例として重要な価値を有する。本作は、「直 仁智殿四明陶侂写」の落款と、「一山」「四明陶氏列卿」の二つの印章を有することから、明時代に活躍した寧波出身の画院画家陶侂の筆であることがわかる。『古画備考』では、「朝鮮書画伝」のところに陶侂の名が見えるが、『鄞縣志』などの中国の地方誌にはその名が載り、字は一山、画虎が尤も精妙で、弘治年間（一四八八〜一五〇五）に錦衣鎮撫待詔に登り、仁智殿



全図

に直したという。現存作品として本作のほか、《墨龍図》（大英博物館蔵）が知られている。本作はその陶俑の現存する虎図の唯一の基準的作例であり、明時代の虎図の優品として価値が高い。特に虎自体の描写は特徴的で、先端がヘアピンのように折れ曲がる独特の毛描きや、顔貌の目や鼻先の繊細な配色は画虎を得意とする陶俑の画技の高さを物語るものである。

また、近年同じ寧波出身の陶萱が制作した《乳虎図》（所蔵先不明、『国華』一五二五号掲載）が紹介された。それにより、画虎を得意とする陶一族という存在も考慮され、明時代絵画史を考える上でも重要な資料といえる。

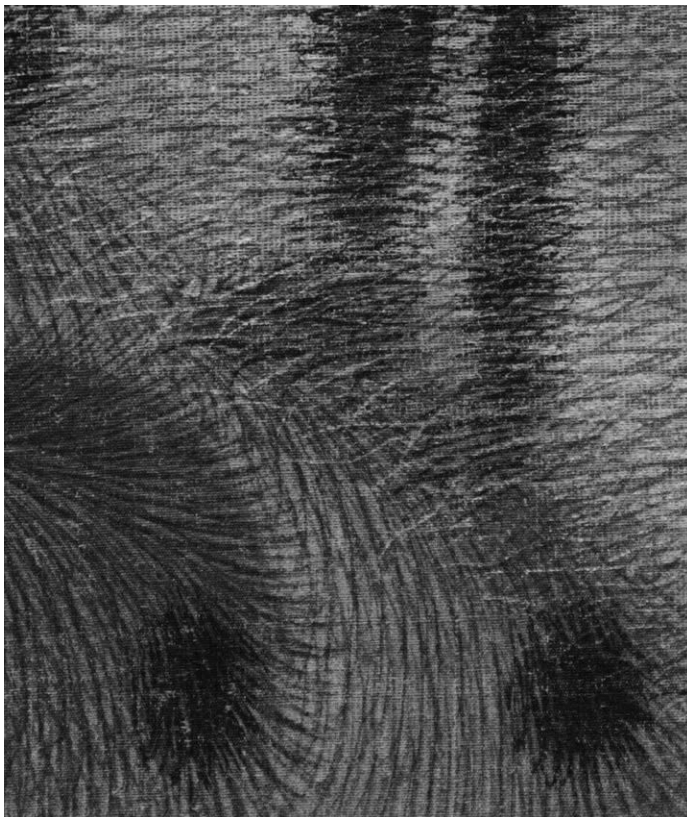
さらに、本作は日本美術史への影響を考える上でも重要な作例である。『都名所図会』にいわゆる「鳴き虎」の逸話が記載されるように、著名な虎図として近世には人口に膾炙していた。したがって、この絵を下敷きにしたような「飲泉」型の虎図が多く日本で制作されている。狩野探幽筆とされる南禅寺《群虎図襖》や円山応挙筆《水呑虎図》（個人蔵）、蕪村筆《猛虎飛瀑図》（福田美術館蔵）など、本作の図像そのままではないが、類似した作例を範としたことがわかる。こうした「飲泉」型の虎図の普及に果たした本図の役割は少なくない。

以上のように本作は、明時代の画院画家の虎図の基準的作例として大変貴重な作例であるとともに、著名な虎図の一作例として日本美術史上の価値も大きいため、京都府指定文化財に指定し保存を図るものである。

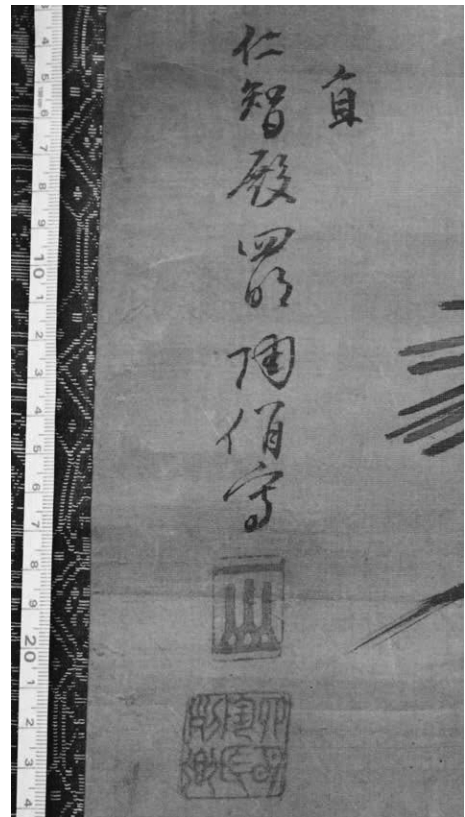
（長谷川貴信）

参考文献

板倉聖哲「作品紹介明・陶俑「虎図」（京都・報恩寺）」（『論集・寧波をめぐる絵画と人的ネットワーク』、二〇一〇年）
板倉聖哲「明・陶萱筆 乳虎図」（『国華』一五二五号、二〇二二年）



虎の体の毛描き



画面左上 落款

絹本著色双鶴図 陳伯冲筆 一幅（絵画・指定）

京都市東山区四条通大和大路東入祇園町南側五九四番地の一

宗教法人 本山龍池山大雲院

法 量 縦一八五・〇 横九九・四

品質構造 絹本著色、掛軸装、一副一鋪

記 録

（画面右上） 日下高聲

（画面右下） 陳伯冲「清源晴江陳伯冲氏印」（白文長方印）

図 様

一副一鋪の大きな料絹に二羽の鶴が旭日を仰ぐ姿を描く。画面右上に旭日を置く。松の太い樹幹を画面の下から左方へ伸ばし、一度画面から消失させ、再び画面左上から右へ松の枝を描き込む。その松の幹上に右上に向けて嘴を開く一羽の鶴と、その奥にもう一羽の鶴を描く。後者の鶴は後方を振り返るような姿勢で、右上を向いて嘴を開いている。鶴の足元にはさらに、松の奥に花を咲かせた白梅を描く。また、画面右下には遠景として山間を流れる滝が描かれる。

描写は、旭日を赤に塗る。松は幹の輪郭や樹皮を墨で表し、淡い茶色を入れて幹を表現する。松の葉はいわゆる車輪松で墨と淡い緑で一本一本描く。さらに、松に絡まる蔦を墨と淡い朱色で表す。また幹には白緑色で厚く塗った点苔を入れる。鶴は足や尾羽を墨の没骨で描き、白い羽は淡墨の輪郭線の内側を淡い白色として、羽一枚一枚の中心に濃い白色の線を描く。頭部は頭頂を朱色の点描で描き、目は瞳を墨色、その周りを茶色、それをまた墨で囲み、さらに白色でいわゆる飾り目にする。嘴は太い墨線で輪郭を描いたあとに付け根は白緑色に塗る。舌は朱色で描く。梅は墨の没骨で幹を描き、顎を赤紫色に描き、花卉を白色で厚く表す。蕊の先端には黄色を入れる。遠景は墨で描き、白緑色で厚く点苔を入れる。

保存状態

近年の修理により保存状態は良好であるが、旭日の一部など補絹に補彩が施されている。また、点苔の一部など当初の顔料が剥落したと考えられる箇所が認められる。しかし、全体としては当初の描写がよく残っており、後世の大きな補筆は認められない。

伝 来

本山龍池山大雲院は天正一五年（一五八七）に正親町天皇の勅命により、開山・貞安上人を迎え、織田信長、信忠父子の追福のために創建された。天正一八年には豊臣秀吉の命により、烏丸二条から寺町四条南に移転された。江戸幕府の本末制度下では浄土宗知恩院に属したが、本山寺格の寺として末寺を有し、信仰を集めた。天明八年（一七八八）大火により伽藍は焼失。寛政四年（一七九二）に本堂が再建、文政十二年（一八二九）に釈迦堂が再建されている。

昭和四八年（一九七三）京都市東山区に寺地を移す。

円山応挙（一七三三～一七九五）が三九歳から四〇歳にかけて記していたと考えられている『写生雜録帳』に大雲院の什物として記されることからこれ以前には同寺の所有となっていたことがわかる。

時 代 明時代～清時代

説 明

京都市東山区の本山龍池山大雲院に伝来した明末清初の逸伝画家陳伯冲によって描かれた絹本著色の花鳥画である。

本作の天を仰ぐ鶴の図様は伝統的な画題であり、薛稷（六四九～七二二）・黄筌（生年不詳～九六五）以来の「六鶴図」の型のうち「啖天」の図像を踏襲したものと考えられる。画面右下に「陳伯冲」の落款と白文方印があるが、逸名の絵師であり、その淡彩と濃彩の使い方や画面構成などから明代後期に活躍した絵師による作品と考えることができる。墨の濃淡を用いて鶴の尾羽や松樹を巧みに表しており、明代浙派花鳥画の技法を十分に備えた絵師の実力がうかがえる優品である。



本作は日本美術史において絵師の中国絵画の受容を考える上で大変重要な価値を有する。先述したように本作は明代後期と考えられる花鳥画の典型的な作例であるが、円山応挙や伊藤若冲といった近世における日本美術を考える上で代表的な絵師と深い関わりを有している。

円山応挙は自身の『写生雜録帳』に「大雲院什」と「日下高聲」、「陳伯冲」の落款をメモした簡単な略図を記録している。他にも同寺伝来の中国絵画を書き写していることから、大雲院が円山応挙にとって一つの中国絵画学習の場になったことが知られる。また、伊藤若冲は『白鶴図』（個人蔵）双幅において、相国寺に伝わる文正筆《鳴鶴図》（重要文化財）の図様を基礎としながらも、背景は本作を範とする図様に変更して描いている。その他にも伊藤若冲の作例では、『松樹番鶏図』（所在不明、『国華』一二九号掲載）や摘水軒記念文化振興財団所蔵《旭日松鶴図》にも図様が用いられており、様々な作品でその図様を改変して用いていることが知られている。本作の構図が一つのアイデアの源として参考にされたのである。

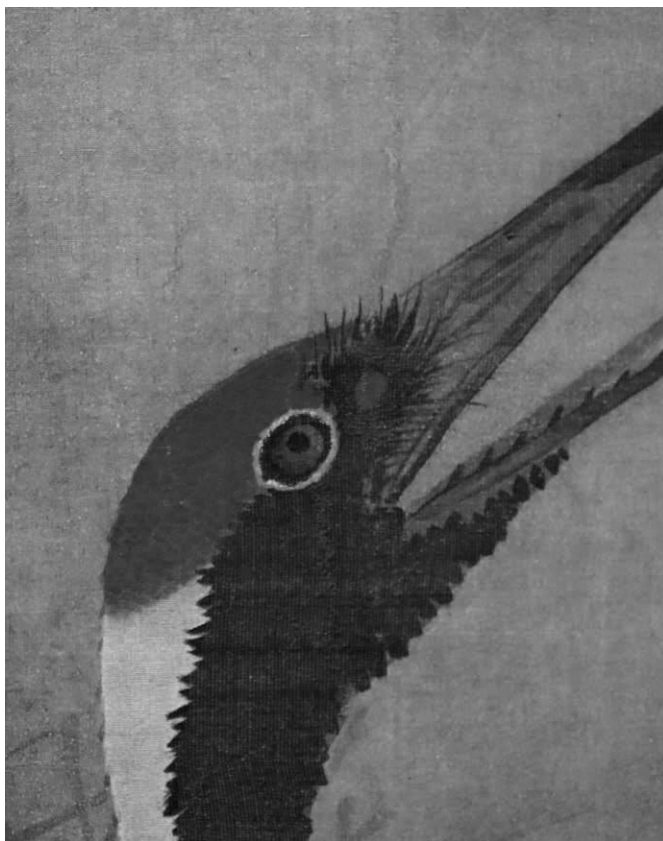
以上のように本作は、近世から日本に伝来した著色画の大幅として貴重であるのみならず、円山応挙や伊藤若冲といった江戸時代後半の京都画壇において大きな影響力を持った絵師の中国絵画学習において実際に参照された作品として、日本美術史上大変貴重であるため、京都府指定文化財に指定し保存を図るものである。

（長谷川貴信）

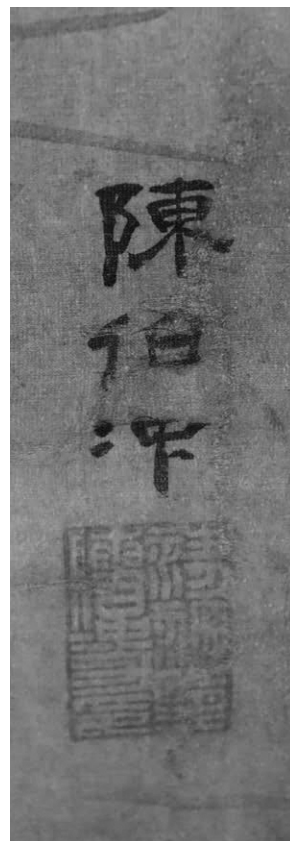
参考文献

- 小川祐允「黄筌六鶴図壁画とその系譜（上）」…薛稷・黄筌・黄居から庫倫旗一号遼墓仙鶴図壁画を経て徽宗・趙伯・牧・王振鵬・浙派・雪舟・狩野派まで」（『国華』一一六五号、一九九二年）
- 佐々木丞平「絵画の背景 研究ノートより―八―応挙画の制作拠点・大雲院」（『日本美術工芸』六九二、一九九六年）
- 佐藤康宏「伊藤若冲筆旭日松鶴図」（『国華』一二〇五号、一九九六年）

板倉聖哲「若冲、蕪村と東アジア」（『若冲と蕪村―生誕三百年同い年の天才絵師』、読売新聞、二〇一五年）



鶴の顔貌表現



画面右下 落款

鉄造薬師如来坐像

一 軀（彫刻・指定）

亀岡市西町一
宗教法人 大圓寺

品質構造

鉄製造。一部銅造。（以下、※は指定調査に際して実施した可搬式蛍光エックス線分析調査結果に基づく。）

頭体幹部から左袖口、右手首までの大略を鉄※で铸造する。頭頂から両耳後方、両腰脇を通り地付に至る鑄バリが通るが、像内では像表面の鑄バリに対応する位置に中型境、鑄ぐるみ、溶接等の痕跡がなく、鑄肌が連続している。これにより、頭体幹部から左袖口、右臂までは、前後の割型による一鑄であるとわかる。背面鑄型は前面鑄型より小さく造形も簡略であり、鑄型境に段差がみられる。左手は、本体袖口部に丸柄（直径約一・二センチメートル）を鑄出し、別鑄の右手首先を差込む（ただし丸柄と現状の左手首先の形状は合わない）。右手は鉄製※の前膊を別鑄して臂で本体と接合し、青銅製※の右手首先を、銀蠟※を用いて接合するとみられる。

像内には、首下あたりから頭部、左膝部、地付周りなどに中型土が残る。また頭部から垂直に平板状の二枚の鉄芯（あるいは木型の補強材）が通され、現状では首下あたりに至る。鉄芯の先端は、ねじ切れたような形状となる。鉄厚は地付周辺でおおむね二〜三センチメートル程度で、中型はおおむね像の外形に沿って設けられる。背面地付部に湯の引けが二箇所認められ、湯口の可能性が高い。また頭頂に螺髪（螺髪粒状鑄出。螺髪は髮際で二十六粒を数える。髮際の中から両目上にかけて、さらにその下に下向きの螺髪をのぞかせる。肉髻珠をあらわさない。白毫を描きあらわした痕跡あり。耳朶環状不貫。三道をあらわす。胸飾を描きあらわした痕跡あり。胸のくくり、腹のくくり各一重。現状胸飾、右乳首の痕跡がある。衲衣は左肩を覆い、右肩に少し懸かる。左肩から腹前にかけて衲衣の衣端を折り返す。左手は垂下して左膝上にて掌を仰いで五指を伸ばす。掌に持物（葉壺）を載せていた痕跡がある。右手は屈臂して胸前にて掌を前にして五指を伸ばす。左足を上にして結跏趺坐し、左足裏半ばより先を衣よりのぞかせる。背面は螺髪や衣文を省略する。

表面には黒漆を焼き付けたとみられる痕跡がある。胸の括りなど肉身の凹部には、複数個所で赤褐色を呈する箇所があるものの、水銀や鉛が他の箇所より顕著に検出されることはなく※、水銀朱や鉛丹の可能性は低いと推定される。胸飾には銀箔もしくは薄板を象嵌するための鑿痕が確認でき、銀の象嵌の上から削つたとみられる痕跡もある。

保存状態

本体はおおむね当初を残すが、右手先は銅製であり、左手首先は真鍮製の可能性

法量

| | | | |
|-------|------|-------|------|
| 像高 | 五二・九 | 髮際高 | 四三・六 |
| 頂―顎 | 一七・三 | 面長 | 八・九 |
| 面幅 | 一〇・二 | 耳張 | 一五・〇 |
| 面奥 | 一三・七 | | |
| 胸奥（左） | 一〇・八 | （右） | 一一・一 |
| 腹奥 | 一三・七 | | |
| 臂張 | 三三・二 | 膝張 | 四一・七 |
| 膝高（左） | 八・四 | 膝高（右） | 八・四 |
| 坐奥 | 二四・六 | 膝奥 | 二三・八 |

形状

螺髪粒状鑄出。螺髪は髮際で二十六粒を数える。髮際の中から両目上にかけて、さらにその下に下向きの螺髪をのぞかせる。肉髻珠をあらわさない。白毫を描きあらわした痕跡あり。耳朶環状不貫。三道をあらわす。胸飾を描きあらわした痕跡あり。胸のくくり、腹のくくり各一重。現状胸飾、右乳首の痕跡がある。衲衣は左肩を覆い、右肩に少し懸かる。左肩から腹前にかけて衲衣の衣端を折り返す。左手は垂下して左膝上にて掌を仰いで五指を伸ばす。掌に持物（葉壺）を載せていた痕跡がある。右手は屈臂して胸前にて掌を前にして五指を伸ばす。左足を上にして結跏趺坐し、左足裏半ばより先を衣よりのぞかせる。背面は螺髪や衣文を省略する。



正面

があり、いずれも後補の可能性がある。

右耳朶に補修がある。

持物亡失。

台座、光背、後補。

伝 来

(一) 大圓寺本堂の右脇壇厨子内に安置される。

(二) 明治二年(一八八九)一月四日付け官報で、臨時全国宝物取調局の調

査対象の内「優等」なるものの一つとして掲載されており、この時点で大圓寺に所在したことが確かめられる。

(三) 昭和五六年四月一日、亀岡市指定文化財に指定。

時 代 平安時代後期～鎌倉時代

説 明

亀岡市西町に所在する大圓寺本堂右脇壇に客仏として安置される鉄造薬師如来坐像である。近世以前の伝来は明らかでないものの、明治二年にはすでに大圓寺に所在したことが確かめられる。

像の大略を鉄で铸造するいわゆる鉄仏。頭頂から両耳後方、両腰脇、地付にかけて鑄バリが通るが、像内では像表面の鑄バリに対応する位置に中型境、鑄ぐるみ、溶接等の痕跡がなく、鑄肌が連続していることから、頭体幹部から左袖口、右臂までは、前後の割型による一鑄であるとわかる。地付後方左右二箇所認められる湯がひけたような箇所を、湯口あるいは揚がりと想定すれば、湯回りを考慮して、地付後方を上、頭部を下、背面を上にして斜めに鑄込んだものと思われる。

鉄製の右前膊は別鑄したものを臂で接合し、両手首先は青銅製で、接合には銀蠟を用いたとみられる。像の前面と背面の鑄型の形状は不連続で、背面側はやや小さく、衣文表現を全く省略した素朴な造形を示すものの、総じて湯回りはよく、鉄厚もほぼ一定であることから、経験を重ねた工房の手になることを思わせる。

鉄仏は、平安時代後期以降日本での制作が本格化したと考えられており、彫刻様

式から平安時代後期のものと推定されている作例は数例あるものの、建保六年(一一一八)の鹿沼薬師堂鉄造薬師如来坐像(栃木県指定文化財)が、記年銘のある作例では最古である。中世に遡る作例は全国的には少なくないが、遺品の分布は北関東や愛知県が中心であり、西日本には少ない。府内の作例としては、ほかに念仏寺(京都市右京区)の鉄造阿弥陀如来坐像、西法寺(京都市上京区)の鉄造阿弥陀如来立像が知られる程度である。

本像と法量、造形的特徴に近い作例として、前述の念仏寺像と、ケルン東洋美術館・鉄造阿弥陀如来坐像が知られている。念仏寺像と比較すると、原型の造形は念仏寺像の方が洗練されており、より精巧な原型を用いたものと考えられる。耳の表現も本像の方が簡略である。ただ、念仏寺像は湯回りが悪く、背面の大きな欠損や、像表面の鑄肌の荒れ、鑄上がりの不良が生じているのに対して、本像は総じて鑄上がりがよく、保存状態もおおむね良好である点が賞される。また、念仏寺像は背面の大きな欠損部を埋めるために像内に大小の木材が嵌め込まれ、像内が確認できないのに対して、本像は像内をうかがうことが可能で、鉄心や中型土の残存状況などを確認することができ、鑄造技法を知る上でも好個の資料といえる。

その制作年代について、本像は背面の造形を省略するものの、前面は総じて正統的な平安後期の彫刻様式を示している。ただ、髪際の螺髪の下方にさらに一列の髪際風の痕跡が観察されることが、原型の髪際の螺髪最下段が下向きに造られていたことを反映するのだとすれば、原型の制作年代は鎌倉時代に降る可能性もある。原型の制作年代と実際の鑄造年代との関係については慎重な検討を要するものの、本像の原型の示す様式的特徴と、時代的に大きく矛盾する技法の特徴は見られないため、鑄造年代も平安時代後期～鎌倉時代(一二世紀末～一三世紀)の範囲内には収まるものと判断できる。

以上のように、本像は府内に所在する鉄仏の数少ない遺品の一つで、平安時代後期～鎌倉時代に遡る、全国的にも時代の遡る鉄仏の遺品の一つとして貴重であり、鑄造欠陥も少なく、保存状態もおおむね良好であることから、京都府指定文化財に

指定することがふさわしいと判断する。

(桑原 正明)



背面



像底



像内に残る中型土



右側面

遠山家文書

一七通(古文書・指定)

個人

時代 南北朝時代～室町時代後期

説明

遠山家文書は、亀岡市河原林に居住した遠山家に伝来した文書で、建武二年(二三三三)一〇月二九日土岐光家契約状を上限として、室町時代末と推測される年未詳中津川秀長申状に至る一四通と、伝来を異にする富田氏関係文書三通を含む計一七通からなり、そのすべてが中世文書である。

遠山氏はもと中津河(川)氏を名乗り、美濃土岐氏の支流を称し、美濃国中津川(現岐阜県中津川市)を本拠としたと伝える一族である。中津河氏の丹波への移動の時期は不明であるが、建武年間には既に京都近辺での活動が見られ、遅くとも正平六年(二三五一)には、丹波国桑田郡内の「勝林寺嶋地頭職」が一族の中津川秀家に認められている。「勝林寺嶋」は、同時代には「小林寺」とも記される勝林島(現亀岡市河原林町勝林島)のことで、その後、一度は勝林寺から替地として「丹波国貞観寺国衙領」を宛行われるが、それ以後も勝林島周辺を拠点として活動したようである。その後の中津河氏の動向の詳細は不明であるが、一六世紀半ばには中津川弥八秀長という人物が出て、その先祖書を残しているほか、天正年間に遠山姓に改姓したと伝わる。

遠山家文書のうち一一通は一卷に成巻されており、建武二年から延文五年(二三三六)までの文書を含む。最も古い建武二年の土岐光家契約状は、土岐光家の信濃国(長野県)での合戦の恩賞について、京都で中津河小次郎(秀家)に取り次ぐよう求めたもので、建武年間に既に中津河氏が京都周辺に拠点を持っていたらしいことや、美濃を本拠とした土岐氏と中津河氏との関係を物語る史料である。以後の一〇通は、貞和四年(二三三八)から延文五年までの一〇年余りに集中してお

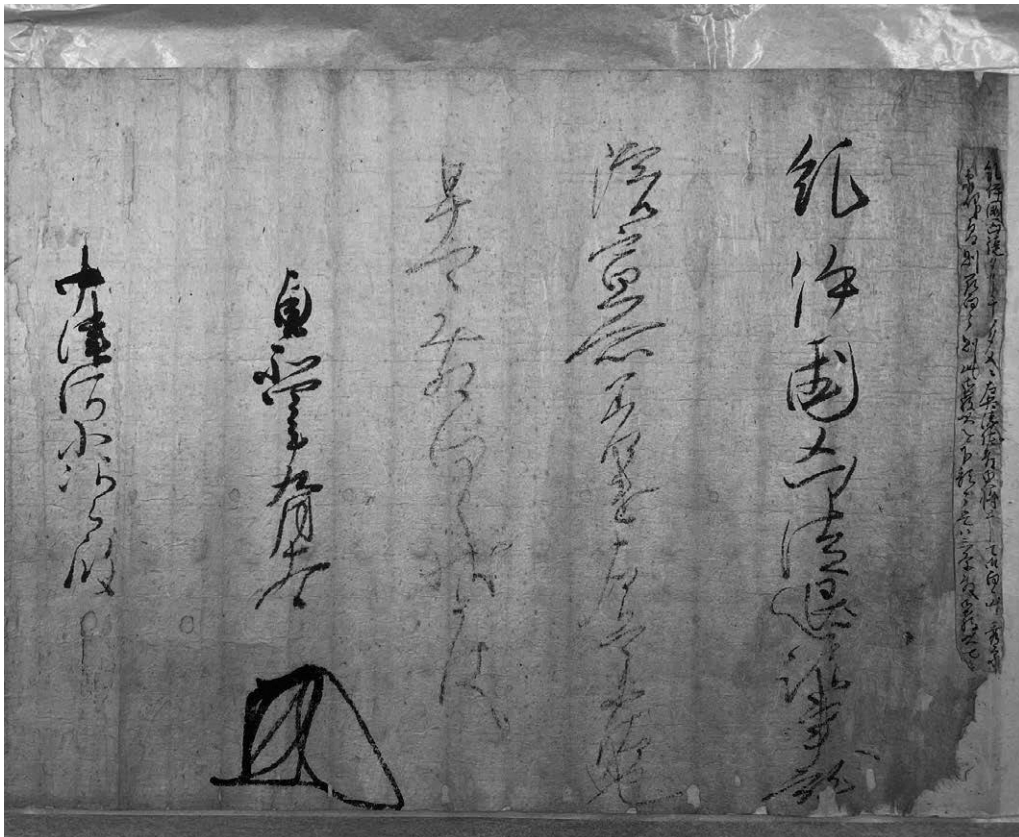
り、観応の擾乱前後の中津河小次郎(秀家)の動向を伝える。貞和二年と観応元年(二三三〇)には、いずれも中津河秀家あてに足利直義から軍勢催促状が出されている。前者は光厳上皇の院宣を奉じて、足利直冬を紀州の南朝勢力討伐に派遣した際のもので、後者は直義の南朝方への「降伏」直後に高師直・師泰兄弟の誅伐を求めたものである。これに対する中津河氏の具体的な動向は不明であるが、当時の中津河氏が丹波地域の有力武士の一角を占めていたことをうかがわせる。一方、翌観応二年の南朝方による京都占領のため尊氏・義詮が丹波に逃れた際、これに秀家が供奉したことが観応二年四月の中津河秀家軍忠状から判明する。この軍忠状では、秀家の活動を丹波守護代の小林民部丞(重長)が伝え、丹波国守護の山名時氏が証判を行っていることから、中津河氏はこの段階では尊氏方として活動をしていることが確認できる。その後、翌観応三年には、北朝方に属して五月から八月にかけて保津(現亀岡市)、須知・八田(現京丹波町)、庵我(現福知山市)、犬山(現兵庫県丹波市)など丹波各地を転戦し、同年十一月には野々村(現南丹市美山町)での戦いで負傷、翌文和二年(二三三三)の六月以降雀部(現南丹市八木町)、多紀郡宮田(現兵庫県篠山市)などを転戦していることが、それぞれ軍忠状から判明する。なお、これらの軍忠状はいずれも丹波守護代である荻野朝忠の証判を受けており、秀家が朝忠の麾下として丹波各所で活動していたことが分かる。これらの活躍により、文和二年九月五日付の朝忠の注進で足利義詮から秀家宛てに感状が発給されている。なお、これ以外に、中津河氏の勝林島の所領に係る文書が、卷子装から外れる二通と合わせ計四通残されている。

これらの文書は、紙質や形式、花押いづれからも正文であることが確実で、一部に欠損があるものの、保存状態も良好である。一方、これらとは別に、近世段階から同文書とともに伝来したとされる、細川氏から摂津国人の富田氏にあてた文書三通がある。もとは遠山家文書とは別系統の文書であるが、一括しての伝来を重視し、あわせて指定を行うものである。

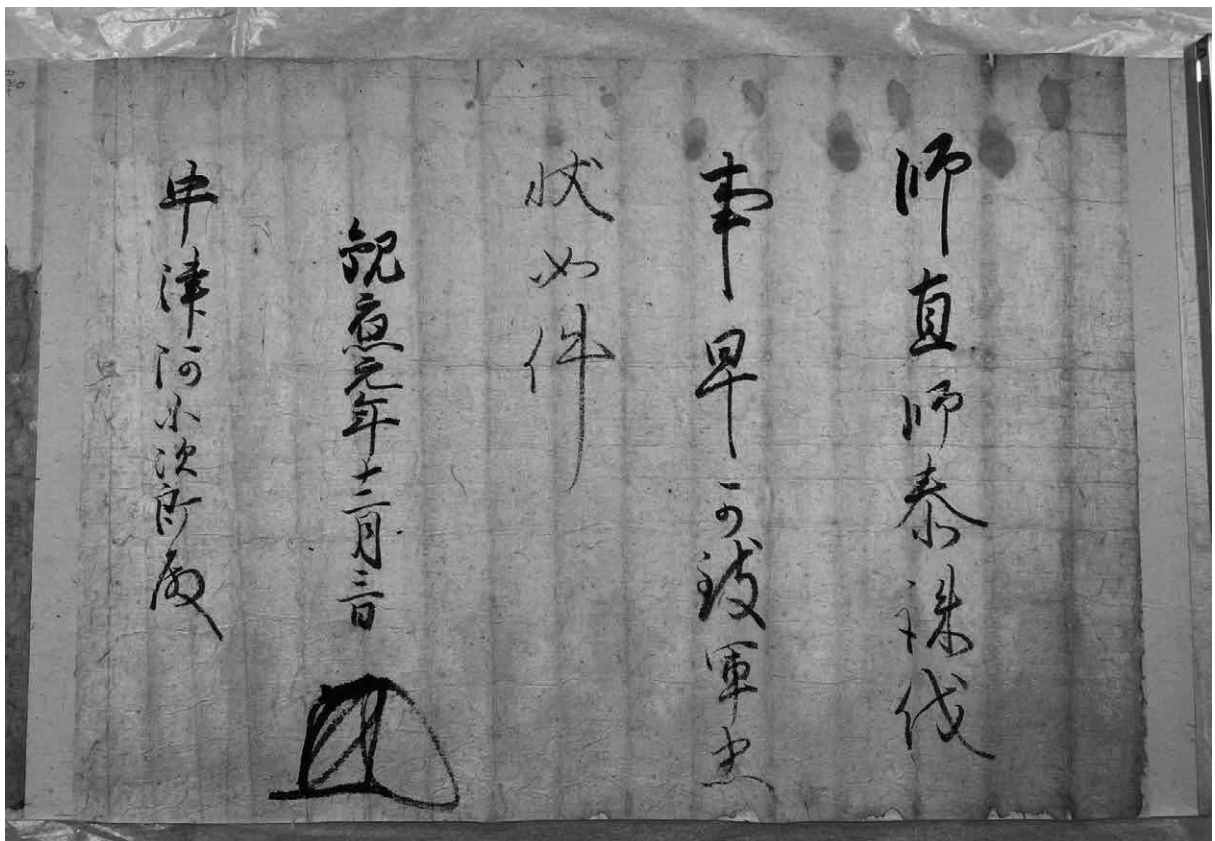
このように、本史料は、観応の擾乱を挟む短期間の軍勢催促状及び軍忠状がまと

まづて伝来することに加え、南北朝期の丹波地域の状況を明らかにする極めて重要な史料であり、歴史学的、古文書学的にも大変貴重であることから、京都府指定文化財に指定し、その保存を図るものである。

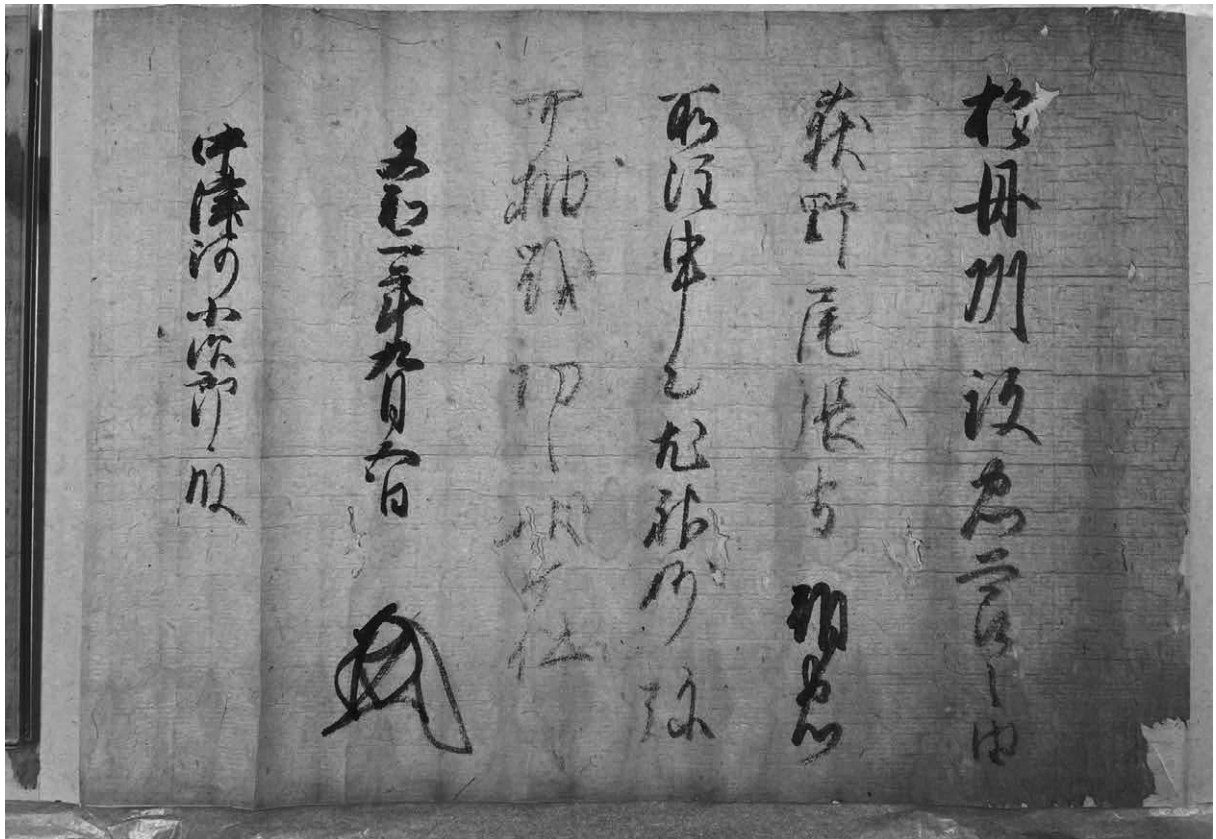
(吉野 健一)



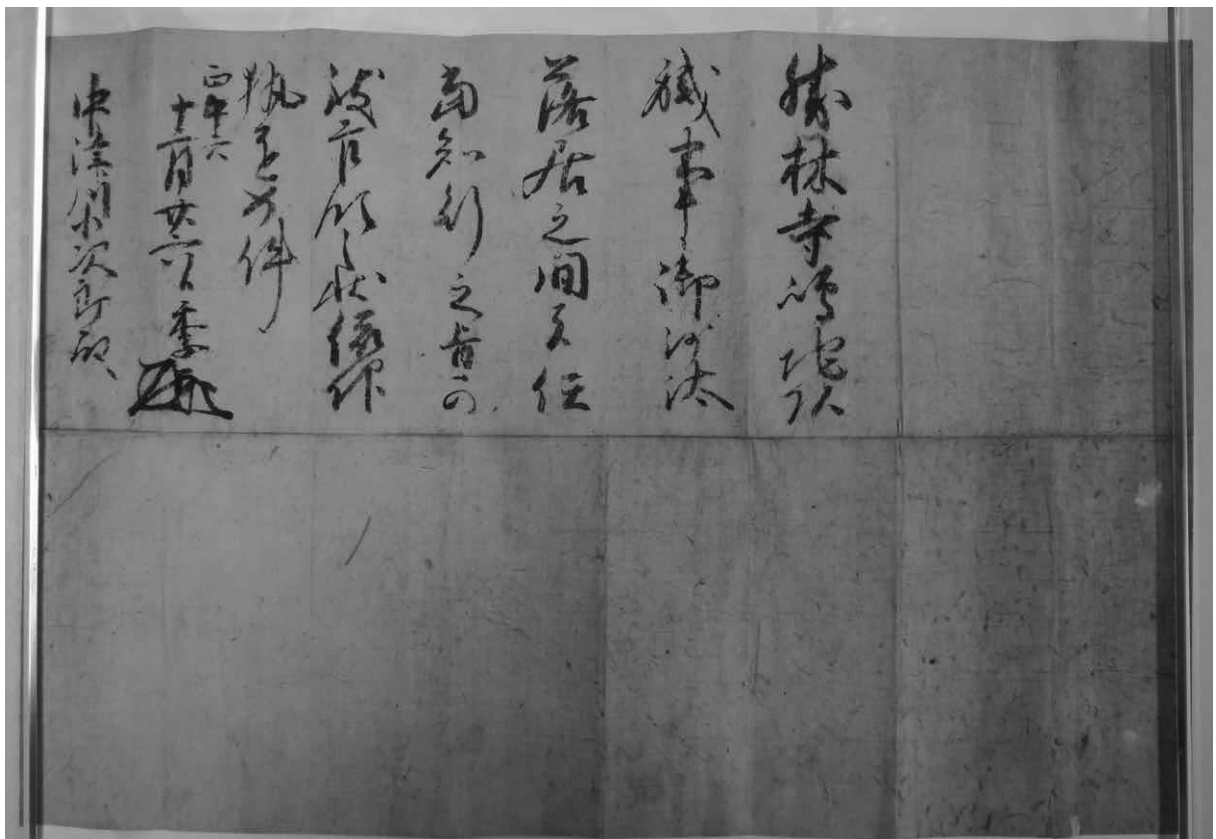
足利直義軍勢催促状 貞和4年(1348)9月11日



足利直義軍勢催促状 観応元年(1350)12月3日



足利義詮感状 文和2年(1353)9月5日



季正奉書 正平6年(1351)12月26日

加藤家文書

四五七一点 (古文書・指定)

個人

時代 江戸時代～昭和時代
説明

宮津市由良に所在し、明治時代には北前船の船頭をつとめた加藤家に伝来した文書群である。年紀の判明する最古の文書は元文四年（一七三九）の証文で、以後昭和時代に至るまで四〇〇〇点余りの文書がまとまって伝来している。このうち中心となる文書は、当時の加藤家当主の加藤長助が北前船の船頭をつとめていた明治一〇年代後半から三〇年代までの船中大福帳等の帳面、葉書・書簡類であり、この時期の史料が全体の約六割を占める。江戸時代から明治一六年（一八八三）までの史料は断片的で点数も少なく、系統だった伝来をしないが、明治一七年以降残存が多くなり、明治二〇年から三九年までの約二〇年間は特に充実している。現状は複数の箱に整理されている。

本史料を所蔵する加藤家は、江戸時代中期にはすでに代々長助を名乗り、加佐郡由良村内に居住していた。江戸時代段階での当家の活動の詳細は不明であるが、幕末から明治初期には既に近海を航行する船の船頭として活動していたとみられ、遅くとも明治八年（一八七五）までには、遠国へ航行する船に乗船し船頭としての活動を始めていたと推定される。明治初期の船頭としての活動実態は、史料の残存状況により明らかにし得ないが、明治一七年頃から明治三九年頃までの約二〇年間は、各年ごとに取引をまとめた大福帳や差引帳、航海日誌、船員名簿や、日本海から瀬戸内海沿岸各地の寄港地の問屋などから受け取った、相場状況や取引内容等を記した書状、葉書類が多数残されており、当時の丹後における北前船交易の実態を明らかにし得る。

これらの史料によれば、当時の加藤家当主は加藤長助を名乗り、与謝郡岩滝村（現

与謝野町岩滝）の糸井家や与謝郡宮津町（現宮津市）の三上家の所有する船に船頭として乗船し、年に複数回北海道から大阪の間を行き来し、途中の寄港地において、荷物の上げ下ろしや特産品等の売買を行っていた。活動範囲は時代による変化もあるが、極めて広範囲に及んでおり、利尻島の鴛泊（北海道利尻郡利尻町）、小樽、函館、羽前加茂（山形県鶴岡市）、羽後酒田（山形県酒田市）、若狭小浜（福井県小浜市）、長州赤間関（山口県下関市）、周防三田尻（山口県周防市）、備前下津井（岡山県倉敷市）、大阪などの商人とのやり取りが確認でき、これらの地域には度々寄港している。それ以外では、航海安全のために讃岐金刀比羅宮（香川県仲多度郡琴平町）へ度々参拝しているほか、明治三七年には下関から当時の朝鮮国釜山港まで航海し貿易を行うなど、海外を含めた幅広い地域での活動が確認できる。乗船する船は、宝求丸、宝寿丸を経て、明治二八年ころから幸福丸となり、明治三九年までの乗船が確認できる。幸福丸は積高五百石余りの帆船で、岩滝村の糸井勘助が所有し、船長を加藤長助がつとめた。幸福丸には船長の他に水夫長や水夫として七、八名程度が乗り組んでおり、これら船員の大部分は同じ由良村の出身者が占めている。なお、加藤長助の船頭としての乗船が最後に確認できるのは明治三九年で、明治四〇年以降は断続的に由良村に滞在していることから、この年を最後に船頭としての活動は終了したものと考えられる。

船主の家に伝来した文書は全国的に著名なものが複数あるが、実際に北前船に乗船していた船頭の家に伝来した文書群は大変珍しい。さらに、大福帳や日誌、寄港地の問屋などとのやり取りを記した書状類が約二〇年分大量に保管されている点は、他に類例がなく極めて貴重である。なお、一時期加藤長助にとつて船頭と船主の関係であった、三上家の文書は京都府指定文化財に指定されており、この史料と合わせることで、丹後の廻船業に限らず、明治時代の北前船の様相を詳細かつ具体的に明らかにすることができよう。

このように、本史料は明治時代に日本海から瀬戸内海にかけて航海を行っていた北前船の船頭の家に伝来した、他に類例のない極めて珍しい史料群であり、歴史学



大量の書簡・ハガキ類

的にも極めて貴重な史料群であることから、京都府指定文化財に指定し、保存に万全を期すものである。なお、本史料群を収納していた木箱等九箱が伝来する。

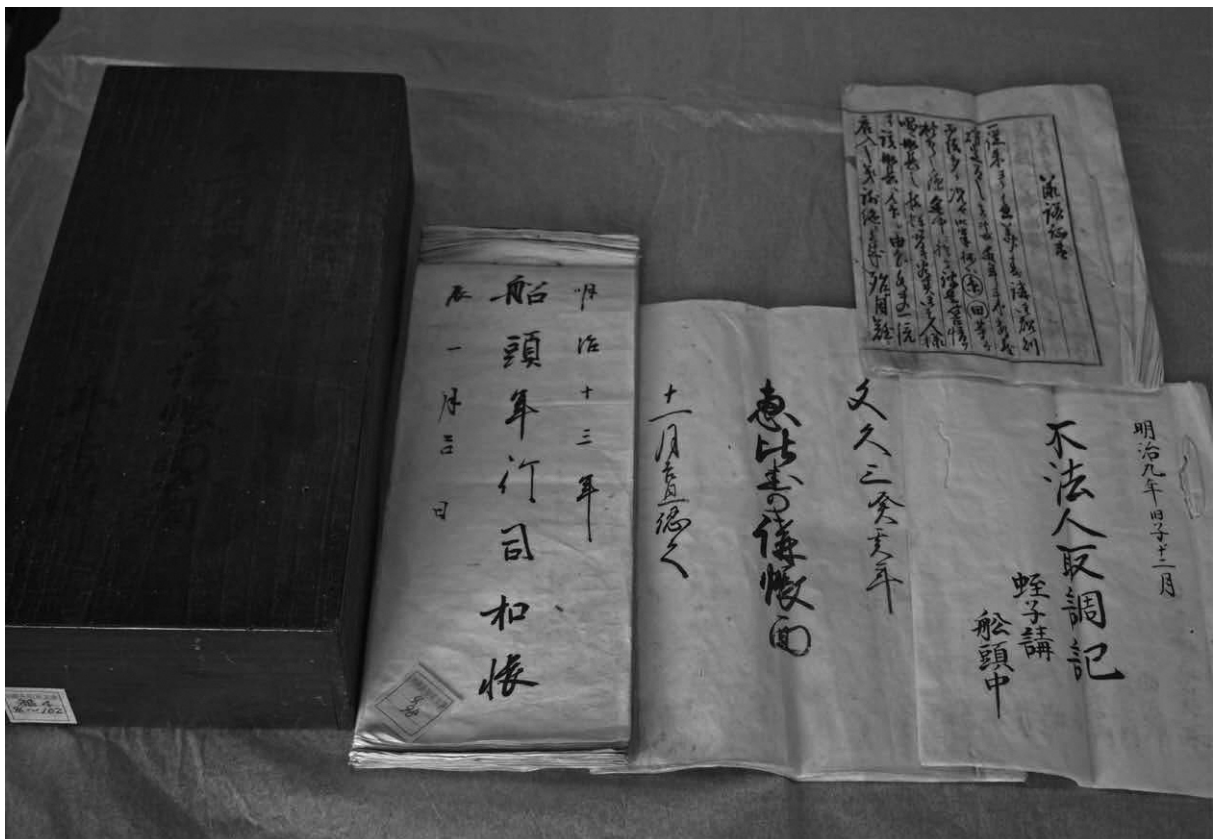
(吉野 健一)



幸福丸船員名簿



幸福丸航海日誌



船頭たちの集団である恵比寿講関係の帳面と箱

令和四年度指定等文化財一覧

(一) 建造物

| 名称及び員数 | 構造及び形式 | 建立年代 | 所有者 | 所在の場所 | 指定書番号 |
|-----------|---|------|------|----------------|---------------|
| 荒井神社本殿 一棟 | 一間社流造、檜皮葺 附 覆屋 一棟 桁行正面一間背面四間、梁行四間、一重、切妻造、鉄板葺 板札 二枚 上尊永正十六年己卯九月八日の記があるもの 上尊明暦三丁酉九月二十四日の記があるもの 棟札 二枚 永禄九年十月吉日の記があるもの 大正二年十月十八日の記があるもの | 室町時代 | 荒井神社 | 南丹市八木町美里 荒井 | 府指建 第百四十二号 |

(二) 美術工芸品

| 種別 | 名称及び員数 | 制作年代 | 所有者 | 所有者の住所 | 指定書番号 |
|-----|----------------------------------|---------------------|-----------------|---|-----------------------------|
| 彫刻 | 鉄造薬師如来坐像 一躯 | 平安〜鎌倉時代 | 大圓寺 | 亀岡市西町十一 | 府指彫 第六十三号 |
| 絵画 | 絹本著色虎図 陶侂筆 一幅 絹本著色双鶴図 陳伯冲筆 一幅 | 明時代 明〜清時代 | 報恩寺 本山龍池山大雲院 | 京都市上京区小川通 寺之内下る射場町 第七十七号 五七九 京都市東山区四条通 大和大路東入祇園町 南側五九四の一 | 府指絵 第七十八号 |
| 古文書 | 遠山家文書 十七通 加藤家文書 四五七一点 | 南北朝〜室町時代 江戸〜昭和時代 | 個人 個人 | | 府指文 第五十号 府指文 第五十一号 |

京都府指定登録暫定登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術・文化的景観件数一覧（その1：指定・決定・選定 R5年4月1日）

| 種別 年度 | 有形文化財 | | | | | | | | | | | | | | 無形文化財 | 無形民俗文化財 | | | | 記念物 | | | | | 合計 | 文化財環境保全地区 | 選定保存技術 | 文化的景観 | 総合計 |
|--------------|------------|------------|----------|----------|-------------|------------------|-------------|------------------|------------------|------------------|---------------------|------------------|-----------------------|----------|----------|----------|----------|---------------|------------------|------------------|----------|------------|----------|------------------|--------------------|------------|--------|-------|-----|
| | 建造物 件数 | （基 礎） | 絵 画 | 彫 刻 | 工 芸 品 | 書 籍 典 書 | 古 文 書 | 古 料 資 料 | 考 古 資 料 | 歴 史 資 料 | 小 計 | 風 俗 慣 習 | 民 俗 能 俗 芸 | 小 計 | | 史 跡 | 名 勝 | 天 然 記念物 | 及 び 名 勝 | 及 び 史 跡 | 小 計 | | | | | | | | |
| S57～ H13計 | △12 91 | △48 269 | △2 41 | △4 39 | △0 33 | △1 8 | △5 35 | △1 15 | △1 11 | △14 182 | (認定6) △8 11 | △1 2 | △1 7 | △2 13 | △3 20 | △3 20 | △1 17 | △1 14 | △0 0 | △0 0 | △5 51 | △43 357 | △0 63 | (認定8) △5 7 | △0 0 | △46 427 | | | |
| 14 | 4 | 11 | 1 | △1 1 | △1 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | △2 7 | | | | △0 0 | 1 | | | | | | △0 1 | △2 12 | 1 | | | △2 13 | | | |
| 15 | △1 3 | △4 10 | 1 | 1 | △1 2 | △1 2 | | | 2 | △3 8 | | | | △0 0 | | | 1 | | | | △0 1 | △4 12 | 1 | | | △4 13 | | | |
| 16 | 3 | 8 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | | 1 | △0 8 | (認定1) 1 | | | △0 0 | | | | | | | △0 1 | △0 13 | 1 | | | △0 14 | | | |
| 17 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | △0 6 | (認定2) △1 1 | | | △0 0 | 1 | | | | | | △0 1 | △1 11 | 1 | | | △1 12 | | | |
| 18 | 2 | 11 | △1 3 | 1 | 2 | 1 | | 1 | | △1 8 | | | | △0 0 | | 1 | | | | | △0 1 | △1 11 | | | | △1 11 | | | |
| 19 | 2 | 4 | 2 | 1 | | 2 | | | | △0 5 | | | 1 | △0 1 | | | | | | | △0 0 | △0 8 | 1 | | 3 | △0 12 | | | |
| 20 | 1 | 4 | 1 | 1 | △1 1 | | 1 | 1 | | △1 5 | (認定3) △1 3 | | | △0 0 | 1 | | | | | | △0 1 | △2 10 | | | 2 | △2 12 | | | |
| 21 | 2 | 10 | △1 2 | 1 | | | | 1 | 1 | △1 5 | (認定4) △1 2 | | | △0 0 | | | | | | | △0 0 | △1 7 | | | 2 | △1 9 | | | |
| 22 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | | 1 | | | △0 5 | | | | △0 0 | 1 | | | | | | △0 1 | △1 10 | | | 1 | △1 11 | | | |
| 23 | 1 | 9 | 1 | 1 | | | 1 | | | △0 3 | | | | △0 0 | | | | | | | △0 0 | △0 4 | | | 1 | △0 5 | | | |
| 24 | 4 | 6 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | | △0 4 | (認定1) 1 | | | △0 0 | | | | | | | △0 0 | △0 9 | | | | △0 9 | | | |
| 25 | 2 | 4 | 2 | 1 | | | | 3 | | △0 6 | (認定1) 1 | | | | | | | | | | △0 9 | | | | | △0 9 | | | |
| 26 | 3 | 4 | 1 | 1 | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | 5 | | | 1 | 6 | | | |
| 27 | 2 | 3 | 2 | 1 | 1 | | | | | 4 | | | | | | | | | | | | 6 | | | | 6 | | | |
| 28 | 2 | 6 | 3 | 1 | | | 1 | | | 5 | | | 1 | 1 | | 2 | | | | | 2 | 10 | | | | 10 | | | |
| 29 | 8 | 10 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 11 | | 18 | (認定1) 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | | | 2 | 30 | | | | 30 | | | |
| 30 | 3 | 5 | 3 | 3 | | 1 | 3 | | | 10 | | | | | 2 | | | | | | 2 | 16 | | | | 16 | | | |
| 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | | | | 1 | | 3 | | | 1 | 1 | 1 | | | | | | 1 | 6 | | | | 6 | | | |
| 2 | | | 1 | 1 | | | | 1 | | 3 | | | | | | | | | | | 0 | 3 | 1 | | | 4 | | | |
| 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 8 | 1 | | | | 1 | | | | | | 1 | 12 | | | | 12 | | | |
| 4 | 1 | 1 | 2 | 1 | | | 2 | | | 5 | | | | | | | | | | | 0 | 6 | | | | 6 | | | |
| H14～ R4計 | △1 51 | △4 115 | △3 37 | △1 24 | △3 13 | △1 10 | △0 16 | △0 25 | △0 3 | △8 128 | (認定10) △3 10 | △0 2 | △0 4 | △0 0 | △0 4 | △0 9 | △0 3 | △0 2 | △0 1 | △0 0 | △0 15 | △12 210 | △0 6 | △0 0 | △0 10 | △12 226 | | | |
| 合計 | △13 142 | △52 384 | △5 78 | △5 63 | △3 46 | △2 18 | △5 51 | △1 40 | △1 14 | △22 310 | (認定16) △11 21 | △1 4 | △1 11 | △2 13 | △3 24 | △3 29 | △1 20 | △1 16 | △0 1 | △0 0 | △5 66 | △55 567 | △0 69 | (認定8) △5 7 | (認定24) △0 10 | △58 653 | | | |

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
(2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
(3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数(棟数)で内数である。
(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都府指定登録暫定登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存後術・文化的景観件数一覧 (その2:登録、合計 R5年4月1日)

| 種別 年度 | 有形文化財 | | | | | | | | | | | 無形文化財 | 無形民俗文化財 | | | | | 合計 | 保存地区 | 選定保存後術 | 文化的景観 | 合計 | | | | | | |
|----------|-------|--------|-----|------|-------|-----|-----|-----|------|------|----------|----------|---------|------|------|------|-----|-----|------|--------|-------|-------|-------|----------|----------|----------|------------|------------|
| | 建造物 | | 絵画 | 彫刻 | 美術工芸品 | | 書籍 | 古文書 | 考古資料 | 歴史資料 | 小計 | | 風俗 | 民俗 | 小計 | 史跡 | 記念物 | | | | | | 天然記念物 | 名勝 | 及 | 記念物 | 小計 | |
| | 件数 | (基礎) | | | 数 | 品 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 典 |
| S57~H13計 | ▲679 | ▲11138 | ▲08 | ▲210 | ▲09 | ▲01 | ▲08 | ▲01 | ▲01 | ▲01 | ▲238 | (認定0)▲00 | ▲012 | ▲022 | ▲044 | ▲066 | ▲00 | ▲00 | ▲16 | ▲00 | ▲00 | ▲16 | ▲9201 | ▲00 | (認定0)▲00 | (認定0)▲00 | (認定0)▲00 | (認定0)▲9201 |
| 14 | 1 | 1 | | | | | | | | | ▲00 | | | | 1 | ▲01 | | | | | | ▲00 | ▲02 | | | | | ▲02 |
| 15 | 1 | 1 | | | | | | | | | ▲00 | | | 1 | | ▲01 | | | | | | ▲00 | ▲02 | | | | | ▲02 |
| 16 | 1 | 1 | | | | | | | | | ▲00 | | | | | ▲00 | | | | | | ▲00 | ▲01 | | | | | ▲01 |
| 17 | 2 | 3 | | | | | | | | | ▲00 | | | | | ▲00 | | | | | | ▲00 | ▲02 | | | | | ▲02 |
| 18 | | | | | | | | | | | ▲00 | | | 1 | | ▲01 | | | | | | ▲00 | ▲01 | | | | | ▲01 |
| 19 | 1 | 1 | | | | | | | | | ▲00 | | | | | ▲00 | | | | | | ▲00 | ▲01 | | | | | ▲01 |
| 20 | 1 | 1 | | | | | | | | | ▲00 | | | | | ▲00 | | | | | | ▲00 | ▲01 | | | | | ▲01 |
| 21 | | | | | | | | | | | ▲00 | | | 1 | | ▲01 | | 1 | | | | ▲01 | ▲02 | | | | | ▲02 |
| 22 | | | | | | | | | | | ▲00 | | | | | ▲00 | | | | | | ▲00 | ▲00 | | | | | ▲00 |
| 23 | 1 | 3 | | | | | | | | 1 | ▲01 | | | | | ▲00 | | | | 1 | | ▲01 | ▲03 | | | | | ▲03 |
| 24 | 1 | 2 | | | | | | | | | ▲00 | | | | | ▲00 | | | | | | ▲00 | ▲01 | | | | | ▲01 |
| 25 | 2 | 4 | | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | ▲03 | | | | | | 3 |
| H26~R2計 | ▲011 | ▲017 | ▲00 | ▲01 | ▲00 | ▲00 | ▲00 | ▲00 | ▲00 | ▲01 | ▲20 | (認定0)▲00 | ▲00 | ▲02 | ▲04 | ▲00 | ▲01 | ▲01 | ▲00 | ▲00 | ▲02 | ▲019 | ▲00 | (認定0)▲00 | (認定0)▲00 | (認定0)▲00 | (認定0)▲019 | |
| 合計 | ▲690 | ▲11155 | ▲08 | ▲211 | ▲09 | ▲01 | ▲08 | ▲01 | ▲01 | ▲240 | (認定0)▲00 | ▲012 | ▲024 | ▲046 | ▲070 | ▲00 | ▲01 | ▲07 | ▲00 | ▲00 | ▲18 | ▲9220 | ▲00 | (認定0)▲00 | (認定0)▲00 | (認定0)▲00 | (認定0)▲9220 | |

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数(棟数)で内数である。

京都府指定登録暫定登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存後術・文化的景観件数一覧 (その3:暫定登録 R5年4月1日)

| 種別 年度 | 有形文化財 | | | | | | | | | | | 無形文化財 | 無形民俗文化財 | | | | | 合計 | 保存地区 | 選定保存後術 | 文化的景観 | 合計 | | | | | |
|----------|--------|---------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|--------|-----------|-------|---------|------|------|------|------|------|------|--------|-------|---------|---------|----------|----------|----------|--------------|
| | 建造物 | | 絵画 | 彫刻 | 美術工芸品 | | 書籍 | 古文書 | 考古資料 | 歴史資料 | 小計 | | 風俗 | 民俗 | 小計 | 史跡 | 記念物 | | | | | | 天然記念物 | 名勝 | 及 | 記念物 | 小計 |
| | 件数 | (基礎) | | | 数 | 品 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 | △6548 | △6548 | 167 | △548 | | 20 | △143 | △4108 | 11 | △10397 | | 45 | | | | | 22 | 2 | | | 2 | 26 | △161016 | | | | △161016 |
| 30 | △289 | △289 | △112 | 3 | | 4 | 5 | 7 | 1 | △132 | | 4 | | | | | △15 | 3 | | | | 8 | △4133 | | | | △4133 |
| 1 | 43 | 43 | △19 | △110 | 1 | | △15 | △15 | | △430 | | | | | | | 1 | 1 | | | 2 | △475 | | | | | △475 |
| 2 | 45 | 45 | △125 | 16 | | | △1 | △12 | | △343 | | | | | | | △11 | | | | 1 | △489 | | | | | △489 |
| 3 | 14 | 14 | 11 | 16 | | | 3 | 2 | 1 | 33 | | | | | | | 1 | | | | 1 | △048 | | | | | △048 |
| 4 | 4 | 4 | 12 | 10 | | | 6 | 2 | | 30 | | | | | | | 1 | | | | 1 | △035 | | | | | △035 |
| 合計 | △8743 | △8743 | △3236 | △6103 | △01 | △024 | △362 | △5126 | △013 | △18565 | (認定16)△00 | △049 | △00 | △00 | △00 | △231 | △06 | △00 | △00 | △02 | △239 | △281396 | △00 | (認定0)△00 | (認定0)△00 | (認定0)△00 | (認定0)△281396 |
| 合計 | △13975 | △521282 | △5322 | △556 | △3177 | △056 | △043 | △5121 | △1167 | △22915 | (認定16)△00 | △065 | △035 | △059 | △094 | △360 | △027 | △123 | △01 | △02 | △5113 | △552183 | △069 | (認定0)△00 | (認定0)△00 | (認定0)△00 | (認定0)△582269 |

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (4) 無形文化財及び選定保存技術継承の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

令和四年度京都府暫定登録文化財一覽

※文化財の名称には一部略称を使用した。

〈建造物〉

【福知山市】 ▽大歳神社本殿 ▽天神神社本殿 ▽夜久野郷総社一宮神社本殿 ▽夜久野郷総社一宮神社末社蛭子神社本殿

〈美術工芸品〉「」内所有者

【福知山市】 ▽絹本着色仏涅槃図「圓満院」 ▽絹本着色釈迦十六善神像「圓満院」
 【舞鶴市】 ▽紙本墨画虎図 塩川文麟筆「東山寺」 ▽紙本墨画鳥図 塩川文麟筆「東山寺」 ▽木造阿弥陀如来坐像「善福寺」 ▽木造聖観音立像「松林寺」
 【宇治市】 ▽絹本着色阿弥陀三尊像「浄土院」 ▽絹本着色源頼政像「浄土院」 ▽絹本着色源頼政像「最勝院」
 【宮津市】 ▽木造阿弥陀如来坐像 康清作「如意寺」 ▽木造薬師如来坐像「養福寺」 ▽天長寺大般若経 附経櫃六合「天長寺」
 【亀岡市】 ▽桂林寺木札 附文政元年写木札一点「桂林寺」
 【八幡市】 ▽神應寺文書・典籍類「神應寺」 ▽石田神社文書「石田神社」
 【京丹後市】 ▽木造伝薬師如来坐像「遍照寺」 ▽旧石器 上野遺跡出土「京丹後市」
 【南丹市】 ▽木造薬師如来坐像「西光寺」
 【木津川市】 ▽絹本着色五智如来像「大智寺」 ▽絹本着色如意輪観音像「西明寺」 ▽絹本着色不動明王四十八童子像「西明寺」 ▽木造薬師如来坐像「鶯灌寺」 ▽岡田国神社大般若経 附経櫃六合「岡田国神社」 ▽岡田国神社文書 附文書箱一合「個人」
 【井手町】 ▽木造聖観音立像「西福寺」 ▽木造阿弥陀如来立像「乗蓮寺」
 【和束町】 ▽木造草駄天立像 像内に嘉暦元年八月十二日の銘がある「大智寺」

▽男子埴輪 大杉古墳出土「個人」
 【京丹波町】 ▽絹本着色当麻曼荼羅図「宇津木寺」 ▽絹本着色釈迦十六善神像「地藏院」

〈史跡〉

【亀岡市】 ▽法常寺境内

京都の文化財（第四十一集）

令和六年二月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育委員会
編集 京都府教育庁指導部文化財保護課

